

指 示

令和 2 年 1 0 月 2 2 日

新潟県知事
花角 英世 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 義偉

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 2 項に基づく平成 3 0 年 5 月 2 1 日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 新潟県新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村及び関川村において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 新潟県十日町市及び上越市において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるくまの肉については、この限りではない。
3. 新潟県魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町において産出されたこしあぶら（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

(参考)

指 示

平成30年5月21日

新潟県知事職務代理者
新潟県副知事 高井 盛雄 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成29年6月9日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 新潟県（佐渡市及び粟島浦村を除く。）において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 新潟県魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町において産出されたこしあぶら（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。